

# 営業実績が3年に満たない場合に必要になる追加書類

## 1 営業実績が3年に満たない法人の場合

### (1) 営業実績が1年以上の場合

- ・決算期が終了した分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税納税証明書（その1）

- ・ **診断書**
- ・ **長期財務計画（様式2）**

### (2) 営業実績が1年未満の場合

- ・ 開始貸借対照表

- ・ **診断書**
- ・ **長期財務計画（様式2）**

## 2 営業実績が3年に満たない個人の場合

### (1) 営業実績が1年以上の場合

- ・ 決算期が終了した分の所得税納税証明書、確定申告書の写し

- ・ **診断書**
- ・ **長期財務計画（様式2）**

### (2) 営業実績が1年未満の場合

- ・ 会社等に雇用されていた場合は、直前3年分の源泉徴収票の写し

- ・ **診断書**
- ・ **長期財務計画（様式2）**

## 【経理的基礎を有することの説明書(様式1)について】

利益が計上できなかった理由、現在の財務状況に対する認識、今後の事業改善計画及び具体的対策等を記入することにより、申請者が経理的基礎を有すること説明する書類です。

申請者自身で作成しても差し支えありません。

## 【診断書について】

**公認会計士、中小企業診断士が作成したものに限ります。**

診断者が公認会計士の場合                      ・ ・ ・ 診断書に登録番号を記載

中小企業診断士が作成した場合                ・ ・ ・ 中小企業診断士登録証の写しを添付

## 【長期財務計画(様式2)】

現在までの実績を元に、今後の収支等の計画を作成するものです。

申請者自身で作成しても差し支えありませんが、財務資格者等に相談して作成することをお勧めします。

【参考：貸借対照表の見方】 ※ 中小企業庁ホームページのサンプルを引用しています。

# 貸借対照表の様式例



## 貸借対照表

(平成〇〇年〇月〇日現在)

(単位:百万円)

項目	金額	項目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
現金及び預金	〇〇	支払手形	〇〇
受取手形	〇〇	買掛金	〇〇
売掛金	〇〇	短期借入金	〇〇
有価証券	〇〇	未払金	〇〇
製品及び商品	〇〇	リース債務	〇〇
短期貸付金	〇〇	未払法人税等	〇〇
前払費用	〇〇	賞与引当金	〇〇
繰延税金資産	〇〇	繰延税金負債	〇〇
その他	〇〇	その他	〇〇
貸倒引当金	△ 〇	<b>流動負債合計</b>	〇〇〇
<b>流動資産合計</b>	〇〇〇	<b>II 固定負債</b>	
<b>II 固定資産</b>		社債	〇〇
<b>(有形固定資産)</b>		長期借入金	〇〇
建物	〇〇	リース債務	〇〇
構築物	〇〇	退職給付引当金	〇〇
機械及び装置	〇〇	繰延税金負債	〇〇
工具、器具及び備品	〇〇	その他	〇〇
リース資産	〇〇	<b>固定負債合計</b>	〇〇〇
土地	〇〇	<b>負債合計</b>	〇〇
建設仮勘定	〇〇	<b>(資産の部)</b>	
その他	〇〇	株主資本	
<b>(無形固定資産)</b>		資本金	A
ソフトウェア	〇〇	資本剰余金	
のれん	〇〇	資本準備金	B
その他	〇〇	その他資本剰余金	C
		<b>資本剰余金合計</b>	D
		利益剰余金	
		利益準備金	E
		その他利益剰余金	〇〇
		××	
		繰越	
		利	
		自己株式	
		株主資	
		<b>II 評価・換算差額等</b>	
		其他有価証券評価差額金	K
		評価・換算差額等合計	L
		<b>III 新株予約権</b>	M
		<b>純資産合計</b>	N
<b>III 繰延資産</b>	〇〇	<b>負債・純資産合計</b>	〇〇〇
<b>資産合計</b>	〇〇〇		

**債務超過の判定：**  
「資産合計」が  
「負債合計」以上であればOK

**(参考) 自己資本比率(%)の算出方法：**  
直前期の「純資産合計」を  
「負債・純資産合計」で割って算出

(注1) この貸借対照表の様式例は、項目の名称については一般的なものを例示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更又は項目の追加を妨げるものではありません。  
(注2) 貸借対照表のA～Nの各項目の金額は、株主資本等変動計算書(14ページ参照)の各「当期末残高」欄の金額と一致します。

# 損益計算書の様式例

## 損益計算書

自平成〇〇年〇月〇日  
至平成〇〇年〇月〇日

(単位:百万円)

### 見方

#### 営業利益

【主たる営業活動で稼いだ利益】

#### 売上総利益－販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、会社の販売活動や管理等に係る費用をいいます。その差額の営業利益は企業本来の営業活動から生じた利益を示します。

★販売費及び一般管理費には、従業員給与・旅費交通費・消耗品費等があります。

#### 税引前当期純利益

【臨時的で特別な損益を加味した法人税等の税金を控除する前の利益】

#### 經常利益＋特別利益－特別損失

特別利益は、本来の営業活動以外で臨時的に発生した収益を示すものです。特別損失は、本来の営業活動以外で臨時的に発生した費用を示します。その結果としての税引前当期純利益は、企業の最終的な税金を控除する前の利益を示します。

★特別利益・特別損失には、投資有価証券売却利益・固定資産売却利益等があります。

### 見方

#### 売上総利益

【売上高から売上原価を差し引いた大枠での利益】

#### 売上高－売上原価

売上高は、商品や製品等を販売したりサービスを提供したりというように、企業の主たる営業活動から発生する収入です。売上原価は、その売上高に対応する原価です。その差額の売上総利益は、いわゆる粗利益といわれ、企業の基本的な収益力を示します。

#### 經常利益

【定期的に発生する財務取引等も加味した利益】

#### 営業利益＋営業外収益－営業外費用

営業外収益は、本来の営業活動以外から発生した収益をいいます。営業外費用は、本来の営業活動以外に要した費用のことです。その結果としての經常利益は企業の經常的な活動から生じた利益を示します。

★営業外収益には受取利息・受取配当金・雑収入等・営業外費用には、支払利息・雑支出等があります。

#### 当期純利益

【法人税等の税金等を控除した後の最終的な利益】

#### 税引前当期純利益－法人税等

法人税等は、利益に課税される法人税、住民税及び事業税をいいます。その差額の当期純利益は、企業の最終的な利益です。

項目	金額
売上高	〇〇
売上原価	〇〇
<b>売上総利益</b>	<b>〇〇</b>
販売費及び一般管理費	〇〇
<b>営業利益</b>	<b>〇〇</b>
営業外収益	
受取利息	〇〇
受取配当金	〇〇
雑収入	〇〇
<b>営業外収益合計</b>	<b>〇〇</b>
営業外費用	
支払利息	〇〇
手形譲渡損	〇〇
雑支出	〇〇
<b>営業外費用合計</b>	<b>〇〇</b>
<b>經常利益</b>	<b>〇〇</b>
特別利益	
固定資産売却益	〇〇
投資有価証券売却益	〇〇
前期損益修正益	〇〇
<b>特別利益合計</b>	<b>〇〇</b>
特別損失	
固定資産売却損	〇〇
減損損失	〇〇
災害による損失	〇〇
<b>特別損失合計</b>	<b>〇〇</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>〇〇</b>
法人税、住民税及び事業税	〇〇
法人税等調整額	〇〇
<b>当期純利益</b>	<b>〇</b>

### 損益平均値の判定：

「当期純利益」の3年間平均が0以上であればOK

※ 当期純利益が0円未満の場合「当期純損失」と表記されることもあります。

については一般的なものを例示しており、企業に適用される場合には、項目の名称の変更又は項目

本等変動計算書（14ページ参照）の「繰越利益剰余金」と一致します。